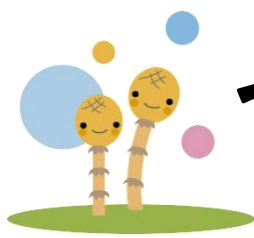


平成29年度

あなたにつくす



# つくしだより

編集発行

社会福祉法人 渋谷区社会福祉協議会  
〒150-0042

渋谷区宇田川町5-2

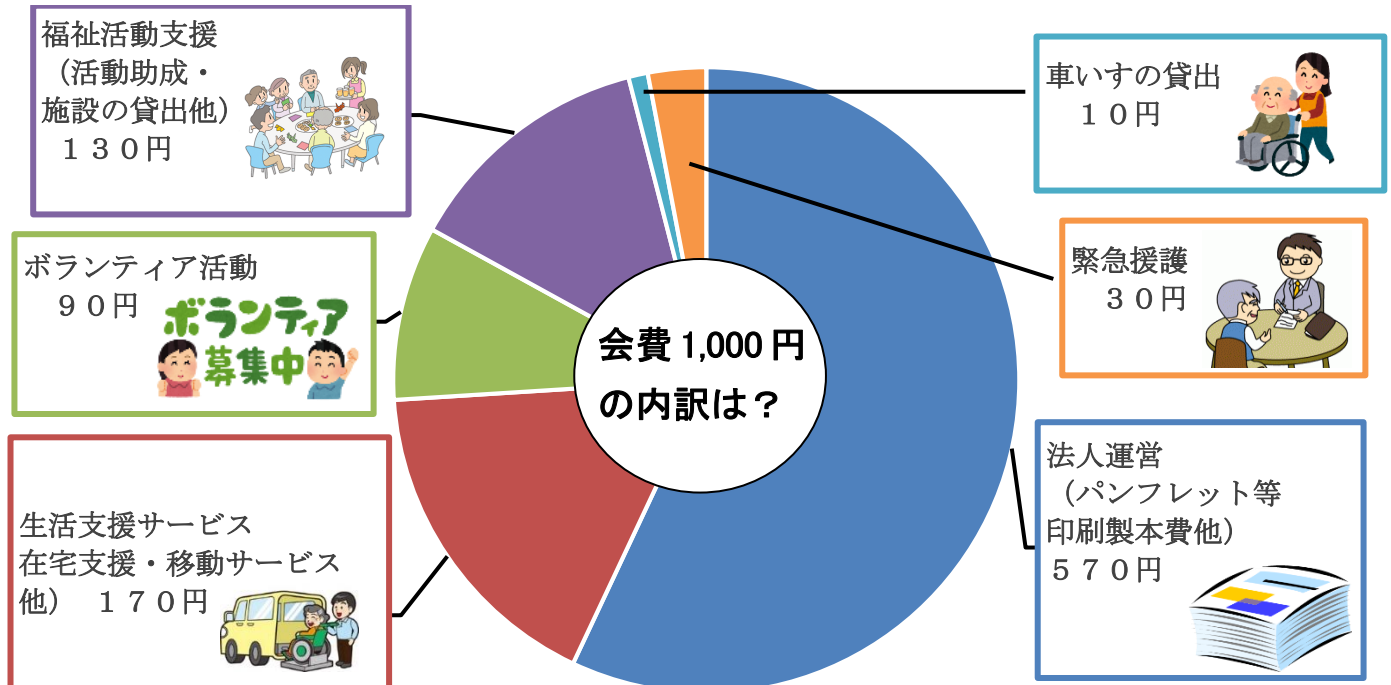
電話 03-5457-2757

FAX 03-3476-4904

<http://www.shibuyashakyo.or.jp/>

## 会員募集中！！

渋谷区社会福祉協議会は、“きづきあい みとめあい ささえあい 共に生きるまち 渋谷”を合言葉に、地域のみなさんと話し合い協力しながら、安心して暮らせるまちづくりを進めています。活動を進めていくためには、みなさんの「会費」が必要です。社協会員に加入して、一緒に福祉のまちづくりに参加してみませんか。



個人会員	団体会員	特別賛助会員
年額一口 <b>1,000円</b>	年額一口 <b>1,000円</b>	年額 <b>5,000円以上</b>

\*会員期間\* 平成29年4月1日 ~ 平成30年3月31日

### お申し込み方法

お近くの民生児童委員、社協総務課、総合ケアコミュニティ・せせらぎの窓口にて受付けています。

その他、入会専用の郵便振替用紙もございます。

### お問い合わせ

お気軽にお問合せください。

社協総務課 ☎ 03-5457-2757

## 【会費Q&A】

### ■社協ってどんなことをしているの？

子どもから高齢者、障害のある方まで、地域で暮らすみなさんの相談援助活動を行っています。誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らすことができるよう、地域に根ざした福祉のまちづくりの実現を目指しています。

### ■会費はどうして必要なの？

地域のニーズに応じたサービスを展開していくためには、会費や寄附金、共同募金などの財源を十分に確保することが必要です。

### ■会員ってなに？

社協活動にご理解いただき、会費を納め財政面から支えてくださる方です。社協の活動に賛同して、福祉のまちづくりの推進を一緒に支えていくという意味を示すものです。

会員となることを通して、地域福祉の推進や社協事業への参加に意思表示していただくものです。

## 平成28年度 会員会費報告

次のとおり各事業に活用いたしました。  
ご協力ありがとうございました。

### ●会費の活用事業（28年度） 会費総額 5,427,000円

事業名		金額	内容
法人運営事業		3,074,026円	パンフレット等印刷製本費他 事務費
地域福祉事業	車いす貸出事業	40,664円	一時的な歩行困難者への車いす貸出（無料）
	やすらぎサービス事業	154,762円	住民参加による在宅福祉サービス
	景丘の家事業	454,312円	地域福祉活動団体への施設貸出（現在、建替中）
	緊急援護事業	184,094円	緊急援護者への金品の支給
	福祉活動助成事業	47,808円	地域福祉活動団体への活動費等の助成
	移動サービス事業	750,239円	移動困難者への外出援助（ハンディキャブ使用）
	ふれあいのまちづくり事業	220,279円	サロン活動団体への支援（ふれあい・いきいきサロン）
ボランティア活動推進事業		500,816円	ボランティアの相談や調整、講座の実施など

※上記の事業は、会費の他に寄附金や共同募金、補助金などの財源も充てて運営しています。

## 渋谷区社協の会費は、税制優遇措置が受けられます

渋谷区社協の会費は、寄附金と同様の扱いとなり、所得税、住民税、法人税において、それぞれの条件を満たすことで税金の優遇措置を受けることができます。この優遇措置を受けるためには、確定申告が必要となります。その際に、当会が発行した領収書を添付して申告してください。

なお、詳しい内容等につきましては税務署にお問合せください。

＜所得控除＞寄附金合計－2,000円（適用限度額）＝寄附金控除額

＜税額控除＞（寄附金合計－2,000円）×40%＝寄附金控除額